

# ◆ 院内掲示 ◆

(令和6年6月1日)

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいた保険医療機関です。
- 九州厚生局に届け出て、以下の承認を受けています。

精神病棟入院基本料	(精神入院) 第 492 号	・平均して入院患者15人に対して看護職員1人が実際に常時働いています。 ・看護職員の最小必要数の4割以上が看護師です。
看護配置加算	(看配) 第 501 号	・病棟全体において7割超の看護師を配置しています。
看護補助加算 1	(看補) 第 1474 号	・入院患者30人に1人以上の看護補助者を配置しています。
精神科身体合併症 管理加算	(精合併加算) 第 63 号	・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取れ、治療が計画的に提供されています。
精神科救急搬送患者地域 連携受入加算	(精救急受入) 第 29 号	・精神科連携医療機関間での転院受入体制により、緊急入院の対応ができます。 (油山病院、雁の巣病院、福岡病院、牧病院、若久病院、のぞえ総合心療病院、堀川病院、飯塚記念病院、太宰府病院)
後発医薬品使用体制加算 1	(後発使 1) 第 72 号	・後発医薬品の使用促進体制により、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。
精神療養病棟入院料	(精療) 第 29 号	・当院は、常勤の精神保健指定医が2名以上配置され、かつ、当該病棟に専任の常勤の精神科医が1名以上配置されています。 ・常勤の作業療法士又は作業療法の経験を有する常勤の看護職員を配置しています。看護要員2人以上、内1名は看護職員が夜勤を行っています。 ・看護要員の数が常時入院患者15人に1人以上、看護要員の最小必要数の5割以上が看護職員で、かつ、看護職員の最小必要数の2割以上の看護師を配置しています。 ・当該病棟の全入院患者に対して、退院支援のための委員会を設置・開催の上、退院に向けた相談支援、地域援助事業者等の紹介、退院調整等に関する院内における業務を実施しています。 (重症者加算1:有) ・精神科救急医療体制整備事業に協力している保健医療機関です。 ・療養病棟に入院の患者様の毎日の状態により適切な治療を行っております。 (病棟名) 1病棟、2病棟 (病床数) 108床
入院時食事療養 (I)	(食) 第 147 号	・管理栄養士によって管理された食事が、適時・適温で提供されます。
救急医療管理加算	(救急加算) 第 179 号	・地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関として取り組んでいます。
精神科作業療法	(精) 第 89 号	・社会生活機能の回復を目的とし、専用の施設や病棟、屋外などにおいて当該療法が行われます。
医療保護入院等診療料	(医療保護) 第 72 号	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいた治療管理を行います。
酸素の購入価格	(酸素) 第 135516 号	・1年間の購入実績を適切に計算し、報告を行っております。
外来・在宅ベースアップ評価料 (I)	(外・在ベ I) 第 836 号	
入院ベースアップ評価料 15	(入ベ 15) 第 9 号	

※当院では、保険外併用療養費（選定療養・評価療養・患者申出療養等）に係る療養についての費用の設定はございません。